

済生会今治第二病院 臨床倫理指針

1. 患者・利用者の尊厳・人権を尊重し、十分な説明と同意に基づく公正で公平な保健・医療・福祉を提供する。
2. 提供する保健・医療・福祉は、リスクを最小にし、最大の益がもたらされるように努める。
3. 患者・利用者の権利、尊厳等の倫理上の問題などが生じた場合は、多職種でカンファレンスを行い、部署内で判断に苦慮する場合は幹部会にて慎重に審議し、最良の方針を決定する。

主な倫理問題に関する当院の方針

【真実の開示】

患者に対しては、病名や診断内容について原則として真実を開示しなければならない。ただし、患者が望まない場合や、その後の治療の妨げになる等の正当な理由がある場合は、この限りではない。この場合、両親や後見人等の法定代理人や患者の保護、世話にあたり患者・利用者の権利を擁護すべき家族又はこれに準ずる縁故者で患者・利用者本人が事前に指定した者等の適切な代理人（以下「代理人」という。）への開示に努める。なお、判断に苦慮する場合には、個人情報保護委員会で審議し、その決定に従う。

【説明と同意】

- 1) 医師等は、患者の病状、治療方針や計画について、患者が理解できるように説明を行い理解に基づく同意を得なければならない。その際、同意は同意書によって得ることとし、患者から同意書を得難い事由がある場合は、同意を得たことをカルテ等に記録し保存する。
- 2) 医師等が行おうとする治療に関し、患者に意思決定能力がないと認められる場合、又は意識がなく自身で意思表示できない場合には、患者本人への説明に加えて代理人に説明し、治療方針や計画について同意を得る。ただし、代理人も不在の場合は、ガイドライン等を参考にして、医療従事者で協議のうえ、方針を決定する。

【治療拒否】

- 1) 患者が治療拒否の意思を示したときは、治療により生じる利益と不利益を提示し、その上で治療を拒否できる権利を患者に認め、その旨を診療録等に記録する。
- 2) 積極的安楽死は認めない。

【身体抑制】

身体抑制は原則として行わない。やむを得ず行うときは、当院の「身体抑制基準・手順」に則って行う。

【虐待】

虐待の早期発見に努め、虐待の疑いがあるときは、適切な公的機関に直ちに通報する。

【医療事故の報告と原因の究明】

- 1) 患者の生命・身体の安全を確保し、医療の安全と質を向上させるため、医療事故は速やかに医療・介護安全管理委員会に報告するとともに、原因の究明に努める。
- 2) 医療事故調査制度に該当する事案が発生した場合は、外部の有識者が参加する院内事故調査委員会を開き原因を究明する。
- 3) 院内での死亡事例については、解剖検査を行うなど、原因の究明に努める。
- 4) 患者又は遺族に対しては、事故の経過や原因等を説明し、誠実に対応する。

【臨床研究・治験】

臨床研究は倫理委員会（治験含む）の審議を経る。

【医療行為の妥当性の問題】

新しい侵襲の高い治療・検査を行う場合は、倫理委員会（治験含む）で審議の上、方針を決定する。